

2025 年 2 月 17 日

吸収合併に関する事前開示書類

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 今井 正

当社は、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社完全子会社である日鉄鋼管株式会社（以下「日鉄鋼管」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、日鉄鋼管との間で、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

本合併に関する事前開示事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 191 条）は、以下のとおりです。

1. 本合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本合併契約においては、当社が、本合併に際し、日鉄鋼管の株主に対して、その株式に代わる金銭等を交付しない旨を定めております。本合併は完全親子会社間の合併であることから、当該定めは相当であると判断しております。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 日鉄鋼管に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

（1）最終事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで。以下同じです。）に係る計算書類等の内容

日鉄鋼管の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 記載のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）

・ 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使

当社は、2024 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、発行済株式総数が 124,177,447 株、資本金及び資本準備金がそれぞれ 149,720 百万円増加しております。

・ 日鉄ステンレス株式会社との合併

当社は、2025 年 4 月 1 日を効力発生日（予定）として、完全子会社である日鉄ステンレス株式会社を吸収合併することに関し、2024 年 10 月 11 日開催の取締役会決議により決定しました。

・ US スチール買収完了時における NS Kote 社の譲渡を通じた AM/NS Calvert 社の当社持分の譲渡

当社は、2024 年 10 月 11 日（日本時間）開催の取締役会において、当社による米国 United States Steel Corporation 買収（以下、本買収）が実現した場合、当社完全子会社の NS Kote, Inc.（当社持分法適用会社である AM/NS Calvert LLC の当社全持分を有する持株会社）の全株式を ArcelorMittal, S.A.（以下、ArcelorMittal）に譲渡すること（以下、本株式譲渡）を決定し、ArcelorMittal との間で株式譲渡契約を締結しました。

本買収が実現しない場合は、本株式譲渡も実行されません。

6. 当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

2024 年 3 月 31 日現在、当社及び日鉄鋼管の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、以下のとおりです。

	当社	日鉄鋼管
資産の額	6,589,405百万円	85,243百万円
負債の額	4,208,424百万円	26,576百万円
純資産の額	2,380,980百万円	58,667百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、当社の収益及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、本合併の効力発生日以降も、当社の債務は履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

合併契約書

日本製鉄株式会社(以下、「甲」という。)及び日鉄鋼管株式会社(以下、「乙」という。)は、甲と乙との合併に関し、以下のとおり合併契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下、「本合併」という。)する。
2. 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：日本製鉄株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：日鉄鋼管株式会社

住所：東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

第2条(効力発生日)

本合併が効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、2025年4月1日とする。
ただし、本合併の手の続の進行に成じ必要があるときは、甲乙間で協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第3条(効力発生の停止条件)

本合併は、乙を吸収分割会社、日鉄建材株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割の効力発生を停止条件として、その効力を生ずるものとする。

第4条(吸収合併の対価)

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第5条(合併承認手続)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要しない。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要しない。

第6条(善意注意義務)

乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって業務を遂行しかつ一切の財産管理の運営をなすものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、その実行の可否について、あらかじめ書面により甲の同意を得なければならない。

第7条(合併条件の変更及び本契約の解除)

甲は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、乙と誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議し合意の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本契約を1通作成し、甲及び乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年2月14日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 今井 正



乙：東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
日鉄鋼管株式会社
代表取締役社長 新城 晃



第 2 期 事 業 報 告

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

日 鉄 鋼 管 株 式 会 社

事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における事業概況は、米欧の急激な物価上昇とこれに伴う金融引締めや中国経済の成長力の低下、更にはロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・ハマス紛争の戦闘激化に加え東アジアでの緊張の高まりといった地政学的リスクの増大もあり、先行きの不透明感が増し、2023年の世界経済の実質成長率は前年の3.4%から3.1%（IMFの2024年4月発表推計値）へと減速しました。

こうした中、わが国における製造業は、円安の継続による輸出採算の改善や半導体不足の緩和により回復基調となっているものの、鉄鋼業界においては、建設向けなど国内需要が弱いことから2023年の国内粗鋼生産は8,699万6千トンと前年比2.5%減、2年連続の減少となり、厳しい環境が継続しております。

このような事態の中、親会社の日本製鉄株式会社においては、2023年度の連結事業利益は前年度比5.1%減の8,696億円となりましたが、生産設備構造対策の着実な実行、注文構成高度化、紐付きマージンの改善、ベース操業実力の向上等によって損益分岐点の抜本的改善を進め、在庫評価差等の損失を除く実力ベースでの連結事業利益は向上しました。

一方、当社は2022年10月に日鉄溶接鋼管マネジメント株式会社より海外鋼管製造販売事業以外の事業に関する権利義務を吸収分割契約により承継し、経営資源を国内事業に集中する体制へと移行しましたが、国内を取り巻く事業環境は非常に厳しい状況にあります。メカニカル鋼管については、自動車活動水準において半導体不足を背景としたサプライチェーンの問題は解消されつつあるものの、北陸・能登半島地震や一部自動車メーカーの不正問題等の影響が生じ、今後の広がりが見通せない状況にあります。建材管については、中小物件の需要低迷が継続し、足元では更なる需要減も見込まれるなど厳しさが増しています。こうした品種別の課題に加え、原料高、物流費・資材費などのコスト悪化が、収益基盤を更に悪化させる要因となっております。

このような事業環境の中、需要家との交渉によりコスト上昇分の製品販売価格への転嫁を引き続き着実に進め、マージンの確保に取り組んでまいりました。

また、製造面では、引き続き製造所における歩留・生産性向上、補修費・販管費等の圧縮を推進し、コスト削減に努める一方、他の産業に対して遅れている製造ラインのIT化（本数カウンター、寸法データのデジタル化・伝送化等）にも取り組みました。

これらの結果、当期の売上高は820億2百万円、経常利益は在庫評価益の縮小もあり26億33百万円となりました。また、当期純利益は18億72百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社をとりまく経営環境は、2024年度も予断を許さない状況が続くものと考えられます。

少子高齢化の進展等により国内鋼管需要は漸減していく傾向と考えざるを得ないことに加え、足元で急速に進む円安と物価上昇が経済活動全般に与える影響についても、見通し難い状況が続いています。

このような環境の中、当社としては、お客様に満足いただける商品をお届けするとともに、市場構造の変化やお客様のニーズを先取りした商品開発を通じ、競合他社との差別化を志向してまいります。

歩留・生産性向上、安定した品質確保等、製造実力の一層の向上に加え、IT化・DXも活用した製・販の情報共有の深化による最適生産体制確立・効率生産の実現をめざします。

また、メカニカル鋼管分野における、EV・FCV化による車両構造変化に伴う新規部品開発や、建材管分野における、鋼管杭のハイテン・軽量化によるコンクリート対抗やトンネル地盤補助工法用鋼管の開発等、新たなニーズに対応する商品開発も積極的に進めてまいります。

このような施策によるお客様満足度の向上を図る一方で、原材料価格やエネルギー価格、物流費等のコスト上昇分については、製品販売価格への転嫁を着実に行うことにより、適切なマージンの確保・拡大に努めてまいります。

また、職場環境改善や多様な働き方を可能とする仕組みの整備等、社員の「やりがい」向上に向けた施策にも、積極的に取り組みます。

更には、社会からの信頼を得て企業価値を高めるために、日本製鉄株式会社、及び日本製鉄グループ各社との連携を強化するとともに、安全・品質・財務報告の信頼性をはじめとする、企業統治・内部統制活動の持続的改善に取り組んでまいります。

以上の取り組みを通じ、社員全員が「誇りとやりがい」をもって、企業の社会的役割・責任を果たしていく会社をめざしてまいります。

(3) 設備投資の状況

当期における主な設備投資は、各製造所における造管設備への投資であります。
なお、当期における投資総額（工事ベース）は、13億82百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、日本製鉄グループの効率的な資金の運用・調達を実施するため、当社の子会社と金銭消費貸借契約を締結し、子会社から資金の一部を借り入れております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受の状況

記載すべき事項はありません。

(7) 直前2事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第1期（前期） （2022年度）	第2期（当期） （2023年度）
売 上 高 （ 百 万 円 ）	42,728	82,002
経 常 利 益 （ 百 万 円 ）	2,641	2,633
当 期 純 利 益 （ 百 万 円 ）	1,831	1,872
1株当たり当期純利益（円）	36,628,430	37,442,795
総 資 産 （ 百 万 円 ）	88,972	85,243
純 資 産 （ 百 万 円 ）	58,617	58,667
1株当たり純資産（円）	1,172,350,731	1,173,355,973

(8) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は日本製鉄株式会社であり、同社は当社の全株式（50株）を保有する完全親会社であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社から原材料である母材コイルを購入しておりますが、その取引価格は市場価格に基づいて決定しております。また、当社は、親会社との間で夫々のリソースを生かしたOEMの受委託取引を行い鋼管製品の相互供給を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、一貫損益、製造原価等に勘案して取引価格を決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
 当社は、取締役会において親会社との取引を含む年度計画及び予算を審議し承認しております。また、本事業報告についても審議の上、承認しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
日鉄鋼管ファインチューブ株式会社	90 百万円	88.2%	引抜鋼管の製造・販売

(9) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

① 鋼管事業

鋼管類（機械構造用鋼管、一般構造用鋼管、配管用鋼管、引抜鋼管、異形鋼管、ステンレス鋼管等）の製造及び販売

② 不動産賃貸事業

(10) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区	鹿島製造所	茨城県鹿嶋市
本社営業部	東京都千代田区	名古屋製造所	愛知県東海市
名古屋支社	愛知県名古屋市	尼崎製造所	兵庫県尼崎市
大阪支社	大阪府大阪市	和歌山製造所	和歌山県和歌山市
九州支社	福岡県福岡市	九州製造所	福岡県豊前市

(11) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
762 名	22 名増	43.5 歳	17.0 年

(注) 臨時雇用者及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めて記載しております。

(12) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

日鉄鋼管ファインチューブ株式会社 2,216 百万円

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 100 株（普通株式：100 株）

（2）発行済株式の総数 50 株（普通株式：50 株）

（うち 自己株式数 0 株）

（3）株 主 数 1 名

（4）大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本製鉄株式会社	普 通 株 式 ： 50 株	100.0 %

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当又は主な職業
代 表 取 締 役 社 長	新 城 晃	・技術統括部、商品技術部、品質企画部を統括 ・安全環境防災部、各製造所を統括 ・総務人事部、監査部、企画財務部を統括 ・営業企画部、本社営業部、調達部、各支社を統括 ・日本製鉄株式会社 執行役員 ・日本製鉄株式会社 関係会社部 部長代理
専 務 取 締 役	小弓場 基 文	
常 務 取 締 役	奥 田 博 文	
常 務 取 締 役	青 山 健 郎	
取 締 役	太 田 昌 彦	
取締役（非常勤）	井 元 正 士	
監 査 役	間 中 紳 介	
監査役（非常勤）	藤 野 卓 之	

（2）その他会社役員に関する重要な事項

当事業年度後の役員の地位・担当及び重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。

（2024年4月1日付）

氏名	異動前	異動後
井元 正士	取締役（非常勤） ・日本製鉄株式会社 執行役員	（退任）
永井 竜一	—	取締役（非常勤） ・日本製鉄株式会社 常務執行役員 鋼管事業部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額（受入出向者取締役除く）

役 員	区 分	対象人数	報酬等の総額
取締役	報 酬	6 名	1 2 1 百万円
監査役	報 酬	1 名	1 9 百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称（2024年3月31日現在）

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

24百万円

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号に定める「企業集団の業務の適正を確保するための体制等の整備」（内部統制システム）の基本方針の内容について、次のとおり定めております。

内部統制システムの基本方針

当社は、「日鉄鋼管グループ経営理念」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行うとともに、企業の社会的責任を認識し、法令、定款及び社会規範の遵守を徹底し、国内外において公正で健全な企業活動を遂行する。

各組織の長は、各組織の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める

監査部長は、内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各組織における法令及び規程の遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講ずる。さらに、これらの内容については、リスクマネジメント会議に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。

当社は、業務遂行上のコンプライアンスリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を制定・運用する。

社員は、法令及び規程等を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については就業規則に基づき懲戒処分を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関す

る規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各組織の長は、自らの組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該主管組織が全社横断的な観点から規程等を整備し、全社に周知するとともに、各組織におけるリスク管理状況についてモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合には、その損害・影響等を最小限にとどめるために、危機管理組織を直ちに立ち上げ、必要な対応を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経常予算、設備予算、投融資、技術開発等に関するそれぞれの全社会議及び予算審議会等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役・各執行役員の責任において遂行する。

5. 当社並びに日本製鉄グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、日本製鉄グループの一員としての認識を持ち、「日本製鉄グループ企業理念」及び「日鉄鋼管グループ経営理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。

当社は、当社の子会社の管理に関して、「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

当社の子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。各主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、定期的に各子会社に対して報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管組織は、各子会社の業績評価を定期的に行うと共に、マネジメントに関する支援を行う。

二. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況並びに法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。

6. 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、組織の長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役に直接または会議等において報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント会議等において報告し、監査役と情報を共有する。

子会社の取締役等、使用人等は、各子会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役に直接または主管組織を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

監査部長は、監査役と必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査事務に必要な人員を配置し、監査役の指示の下で取締役から独立して業務を行う。監査役の職務を補助する使用人の人事異動・評価について、総務人事部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認められる費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

以 上

7. 内部統制システムの運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」の運用状況は、以下の通りです。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当期は、取締役会を12回開催し、取締役会規程に定める決議事項の審議・承認及び報告事項に定める報告を行っております。
- ・ 業務を執行する取締役は、取締役会における決定に基づき、業務分担に応じて職務執行を行うとともに、企業の社会的責任を認識し、法令及び規程等の遵守・徹底を図っております。
- ・ 各組織の長は自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程等の遵守状況を確認しております。監査部長は、内部統制システムの整備・運用状況及び各部門における法令及び規定等の遵守状況を把握・評価し、その結果をリスクマネジメント会議で報告しております。
- ・ 当社は、日本製鉄株式会社が設置した日本製鉄グループの業務遂行上のコンプライアンスリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を周知の上、当社に関する相談、通報が行われた場合は、適切に対応しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各組織の長は、自らの組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行しております。
- ・安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該主管組織が、各組織におけるリスク管理状況についてモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行っております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、それぞれの全社会議及び予算審議会等の審議を経て、取締役会において執行決定を行っております。
- ・取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役・各執行役員の責任において遂行されております。

(5) 当社並びに日本製鉄グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及び当社の子会社は、日本製鉄グループの一員としての認識を持ち、「日本製鉄グループ企業理念」及び「日鉄鋼管グループ経営理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行っております。
- ・当社は、当社の子会社の管理に関して「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、適切な運用を図っております。

当社の子会社は自律的内部統制を基本とした内部統制システムを整備・構築するとともに、当社との情報の共有化を行い、内部統制について充実を図っております。当社各主管組織は子会社の内部統制状況を把握し、必要に応じ改善の支援・助言等を行っております。

(6) 監査役の監査に関する事項

- ・当社の取締役、執行役員、組織の長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役に直接または会議等において報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント会議等において報告し、監査役と情報を共有しております。
- ・監査部長は、監査役と必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図っております。

以 上

(注) 本事業報告の記載の数字は、金額（但し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は除く）については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

第 2 期

(自) 令和 5 年 4 月 1 日

(至) 令和 6 年 3 月 31 日

計 算 書 類

日 鉄 鋼 管 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
流	(資 産 の 部)		流	(負 債 の 部)	
	動 資 産	68,874		動 負 債	24,962
	現 金 及 び 預 金	3		買 掛 金	19,104
	売 掛 金	13,800		短 期 借 入 金	2,216
	商 品 及 び 製 品	5,301		未 払 金	2,004
	半 製 品	4,341		前 受 金	6
	原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,684		未 払 費 用	107
	預 け 金	26,284		未 払 法 人 税 等	308
	短 期 貸 付 金	0		賞 与 引 当 金	634
	未 収 入 金	11,369		そ の 他	579
固	そ の 他	87	固	定 負 債	1,614
	定 資 産	16,369		退 職 給 付 引 当 金	95
	有 形 固 定 資 産	14,250		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	57
	建 築 物	3,489		繰 延 税 金 負 債	1,440
	構 築 物	436		そ の 他	19
	機 械 及 び 装 置	5,219	負 債 合 計		26,576
	車 両 及 び 運 搬 具	15	(純 資 産 の 部)		
	工 具 器 具 及 び 備 品	393		株 主 資 本	58,667
	土 地	4,619		資 本 金	5,000
	リ ー ス 資 産	2		資 本 剰 余 金	7,583
	建 設 仮 勘 定	72		そ の 他 資 本 剰 余 金	7,583
	無 形 固 定 資 産	0		利 益 剰 余 金	46,084
	そ の 他	0		利 益 準 備 金	182
	投 資 そ の 他 の 資 産	2,119		そ の 他 利 益 剰 余 金	45,902
	投 資 有 価 証 券	17		設 備 改 善 積 立 金	10
	関 係 会 社 株 式	1,127		配 当 準 備 積 立 金	230
資	投 資 不 動 産	250		圧 縮 記 帳 積 立 金	3,920
	そ の 他	723		別 途 積 立 金	14,351
資 産 合 計		85,243	繰 越 利 益 剰 余 金		27,390
			純 資 産 合 計		58,667
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		85,243

損 益 計 算 書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目			金 額	
売 上	高			82,002
売 上 原 価	価			73,743
売 上 総 利 益	益			8,258
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費			5,697
営 業 利 益	益			2,560
営 業 外 収 益	益			
受 取 利 息	息	41		
受 取 配 当 金	金	185		
受 取 賃 貸 料	料	121		
そ の 他	他	30		379
営 業 外 費 用	用			
賃 貸 収 入 原 価	価	47		
固 定 資 産 除 却 損	損	238		
そ の 他	他	21		307
経 常 利 益	益			2,633
税 引 前 当 期 純 利 益	益			2,633
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	727		
法 人 税 等 調 整 額	額	33		761
当 期 純 利 益	益			1,872

株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金						
			利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益 剰余金 合計
		その他資本 剰余金		設備改善 積立金	配当準備 積立金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5,000	7,583	-	10	230	4,065	14,351	27,377	46,034
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△ 144		144	-
剰余金の配当								△ 1,821	△ 1,821
利益準備金の積立			182					△ 182	-
当期純利益								1,872	1,872
事業年度中の変動額合計			182			△ 144		12	50
当期末残高	5,000	7,583	182	10	230	3,920	14,351	27,390	46,084

	株主資本 合計	純資産 合計
当期首残高	58,617	58,617
事業年度中の変動額		
圧縮記帳積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	△ 1,821	△ 1,821
利益準備金の積立	-	-
当期純利益	1,872	1,872
事業年度中の変動額合計	50	50
当期末残高	58,667	58,667

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 …………… 定額法であります。
なお、主な耐用年数は建物15年～50年、機械及び装置14年であります。
- (2) 無形固定資産 …………… 定額法であります。
なお、のれんについてはその効果が発現すると見積られる期間（5年）で均等償却しております。
- (3) 投資不動産 …………… 定額法であります。
なお、主な耐用年数は建物15年～31年であります。

4. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により翌事業年度から損益処理することとしております。
また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。
- (3) 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	28,743 百万円
短期金銭債務	11,006 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	31,595 百万円
3. 投資不動産の減価償却累計額	387 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	16,144 百万円
仕入高	34,060 百万円
営業取引以外の取引による取引高	487 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	50 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年6月27日 株主総会	普通株式	1,821	36,437,552円62銭	令和5年3月31日	令和5年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びグループ間のキャッシュマネージメントシステム等に限定しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

なお、短期借入金当社は当社の子会社から借入れているもので日本製鉄グループの効率的な資金運用・調達を実施する為のものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表において、当社が保有する流動資産及び流動負債に含まれる金融商品は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、市場価格のない株式等についても、時価等の注記を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	194 百万円
減価償却超過額	144 百万円
未払事業税	30 百万円
その他	117 百万円
小計	486 百万円
評価性引当額	△ 28 百万円
計	457 百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△ 1,728 百万円
その他	△ 170 百万円
計	△ 1,898 百万円
繰延税金負債純額	△ 1,440 百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、日本製鉄株式会社を通算親法人としてグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引)

1. 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等(人)	事業上の関係				
親会社	日本製鉄 ㈱	東京都 千代田区	419,524	鋼板、鋼管等 の製造・販売	(被所有) 直接 100%	-	当社製品 の販売並びに 仕入	販売	14,406	売掛金	1,592
								仕入	25,078	買掛金	8,480
								外注加工	9,232	未収入金	258
								通算税効果額 他	374	未払金	307
								預入れ	△ 2,799	預け金	26,284

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)①営業取引については、市場実勢等を勘案して、每期価格交渉の上決定しております。
- ②預け金に関わる取引金額は、資金の預入れ及び引出しが反復的に行われるため、純増減額を記載しております。
- ③預け金の利率は市場金利を勘案して決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等(人)	事業上の関係				
子会社	日鉄鋼管ファイ ンチューブ㈱	徳島県 板野郡	90 (百万円)	鋼管事業	(所有) 直接 88.2	-	当社製品の 販売並びに仕 入、資金 の借入	販売	1,409	売掛金	465
								外注加工	34	未払金	1
								短期借入	110	短期借入金	2,216
										未収入金	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)①営業取引については、市場実勢等を勘案して、每期価格交渉の上、決定しております。
- ②短期借入金に関わる取引金額は、資金の預入れ及び引出しが反復的に行われるため、純増減額を記載しております。
- ③借入金の利率はTIBORをベースに合理的に決定しております。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員等の 兼任等(人)	事業上の関係				
親会社の子会社	日鉄ファイナ ンス㈱	東京都 千代田区	1,000	金融業	なし	-	売掛債権の 売却	売掛債権の 売却	261	未収入金	10,930
親会社の子会社	日鉄物産 ㈱	東京都 中央区	16,389	鉄鋼、産機・イ ンフラ等の販売 及び輸出入業	なし	-	当社製品 の販売並びに 仕入	販売	12,519	売掛金	1,599
								仕入	6,424	未収入金	2
										買掛金	2,137
										未払金	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)①日本製鉄グループ内の債権流動化を図る上から、当社は日鉄ファイナンス㈱と「売掛債権売買基本契約書」を締結し当社の売掛債権を日鉄ファイナンス㈱に譲渡しております。なお、取引の実態を明瞭に開示するため、取引金額については、純増減額を記載しております。
- ②営業取引については、市場実勢等を勘案して、每期価格交渉の上決定しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額 1,173,355,972.76 円
2. 1株当たり当期純利益 37,442,794.54 円

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報
- 「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日鉄鋼管株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 東 俊 介
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 芳 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鉄鋼管株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行に関して、全監査役の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、業績会議資料等を確認し、子会社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けるとともに、業務及び財産の状況を聴取致しました。
- (2) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況について、取締役及び使用人等から説明を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。
- (3) 事業報告に記載されている親会社との取引に関する事項について、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告、計算書類及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④親会社との取引について、当該取引に当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

日鉄鋼管株式会社

監査役（常勤） 間 中 紳 介

監査役（非常勤） 藤 野 卓 之